

# 教育委員会臨時会議事日程

令和2年1月24日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

令和2年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）  
学校運営協議会の設置について

3 審議案件

教委第54号議案 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

教委第55号議案 横浜市立学校統括校長等設置規則の一部改正について

教委第56号議案 令和2年度歳入歳出予算案に関する意見の申出について

教委第57号議案 令和元年度一般会計予算案（2月補正）に関する意見の申出について

教委第58号議案 令和元年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について

教委第59号議案 令和元年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について

教委第60号議案 横浜市職員定数条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第61号議案 教職員の人事について

4 その他

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

○1/16 第63回横浜市学校保健大会

○1/21 令和元年度第2回指定都市教育委員会協議会

#### (2) 報告事項

○令和2年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

○学校運営協議会の設置について

### 3 その他

令和2年「成人の日」を祝うつどいについて（結果報告）

これまでの課題を踏まえ、令和2年「成人の日」を祝うつどい（以下、「成人式」という）を、次のとおり開催しましたので報告します。

1 式典概要

日 時：令和2年1月13日（月・祝）

<第1回>10：39～11：28（予定10：30～11：05）

<第2回>14：30～15：19（予定14：30～15：05）

場 所：横浜アリーナ

	回別対象区	対象者数	参加者数	（昨年度）対象者数	（昨年度）参加者数
第1回	青葉、旭、神奈川、港北、都筑、西、保土ケ谷、緑	19,025人	12,111人 (参加率63.7%)	19,035人	12,957人 (参加率68.1%)
第2回	泉、磯子、金沢、港南、米、瀬谷、鶴見、戸塚、中、南	18,300人	12,764人 (参加率69.7%)	18,608人	12,301人 (参加率66.1%)
合計		37,325人	24,875人 (参加率66.7%)	37,643人	25,258人 (参加率67.1%)

次 第

【第1部】式典

国歌斉唱、市長祝辞、議長祝辞、来賓・主催紹介、新成人の誓い

【第2部】横浜市「成人の日」記念行事実行委員会企画

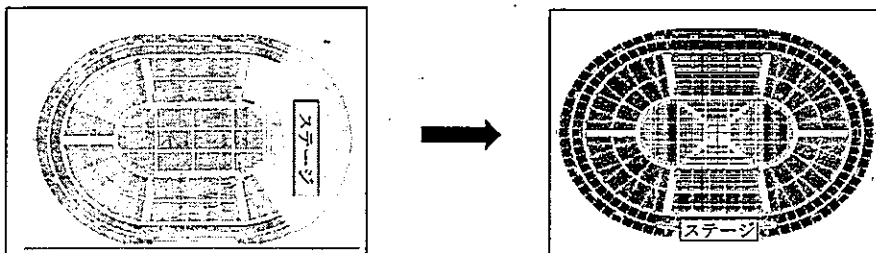
「平成の振り返り」、市歌斉唱

2 見直し内容

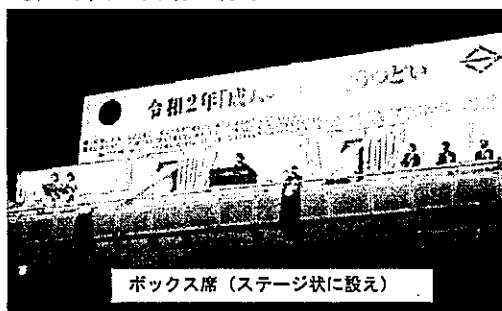
(1) 会場レイアウトの変更

会場の新成人が全員着席できないという課題等を踏まえ、従前のステージを廃止し、会場の全エリアを客席として使用しました。（座席数は約2,500席増）

市長等の登壇者は、ステージ状に設えたボックス席に御登壇いただきました。

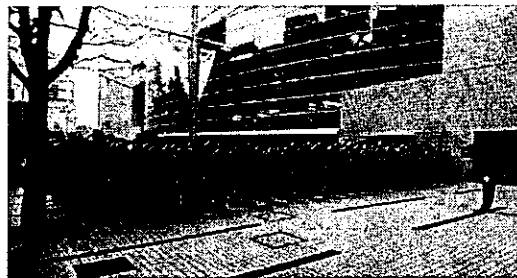


(参考) 今回の会場の様子



## (2) 警備体制の強化

警備員を約400人から約580人に増やし、  
飲酒検査をはじめ警備体制を強化しました。



警備体制の強化

## (3) 式典内容の変更

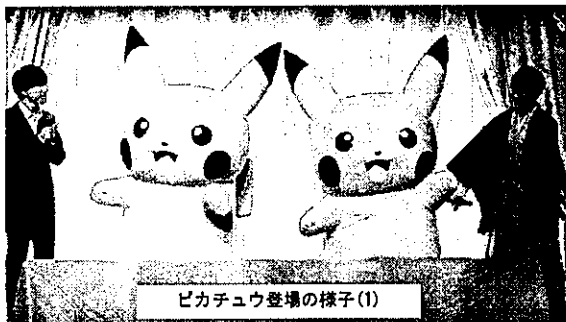
今年度は、新成人で構成される実行委員会から、「令和初」の成人式として、新しい内容にしたい、出席した新成人も参加できる内容にしたい、といった要望があり、実行委員と共に企画内容を検討しました。

今年度は、横浜にゆかりのある複数の著名人のからの応援メッセージを織り込んだ内容とし、企画の最後に4匹のピカチュウが登場しました。

また、当日会場で配布する記念冊子にも、応援メッセージをいただきました。

### 【今回ご協力をいただいた方々】

- ・根岸佑輔様（テレビ神奈川アナウンサー）/実行委員企画の進行サポート
- ・沖 香菜子様（東京バレエ団）/映像出演
- ・白井 健三様（日本体育大学大学院）/映像出演、記念冊子へのメッセージ掲載
- ・MAKIDAI 様（EXILE）/映像出演
- ・北川悠仁様、岩沢厚治様（ゆず）/映像出演
- ・ピカチュウ/映像出演・登場
- ・今永昇太様（横浜 DeNA ベイスターズ）/記念冊子へのメッセージ掲載
- ・中山和美様（車いす陸上選手）/記念冊子へのメッセージ掲載



## 3 第1回の式典妨害行為について

式典開始前、ボックス席下の2階席に、ステージによじ登ろうとする新成人が集まっていたことから、式典を10時39分（9分遅れ）に開始しました。以降、式典終了（11時28分）まで、一部新成人によるステージによじ登ろうとする行為、一部新成人の暴力、爆竹の使用などがありましたが、市職員及び警備員による対応と、警察の協力により、ステージへの侵入及び式典中断には至りませんでした。

なお、従事者及び新成人が負傷したとの報告はありません。

## 学校運営協議会の設置について

### 1 趣旨

令和元年7月以降の学校運営協議会の設置について報告します。

### 2 学校運営協議会の設置校

#### (1) 令和元年7月1日付

	区名	学校運営協議会名
1	金沢	並木第一小学校 学校運営協議会
2	青葉	谷本小学校 学校運営協議会
3	青葉	つつじが丘小学校 学校運営協議会
4	青葉	さつきが丘小学校 学校運営協議会
5	戸塚	矢部小学校 学校運営協議会
6	泉	泉が丘中学校 学校運営協議会

※ 令和元年7月1日付の新規設置は6校、6協議会。

令和元年7月1日現在の累計は216校、177協議会。

#### (2) 令和元年10月1日付

	区名	学校運営協議会名
1	鶴見	馬場小学校 学校運営協議会
2	西	みなとみらい本町小学校 学校運営協議会
3	港南	港南台第二小学校 学校運営協議会
4	保土ヶ谷	仏向小学校 学校運営協議会
5	青葉	新石川小学校 学校運営協議会
6	戸塚	倉田小学校 学校運営協議会
7	栄	笠間小学校 学校運営協議会

※ 令和元年10月1日付の新規設置は7校、7協議会。

令和元年10月1日現在の累計は223校、184協議会。

### 3 今後の予定

学校運営協議会の令和元年度の実施報告については、令和2年6月頃までに報告させていただく予定です。

教委第 54 号議案

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部  
改正について

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 24 日提出

教育長 鯉淵 信也

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会  
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する  
規則の一部を改正する規則

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」新旧対照表（下線部が改正部分）

令和2年4月1日施行予定

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（令和2年4月1日施行）に伴い、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改めます。

2 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正箇所（関係部分のみ抜粋）

現行	改正案
(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い) 第47条の3	(削除)
(初任者研修に係る非常勤講師の派遣) 第47条の4	(初任者研修に係る非常勤講師の派遣) 第47条の3
第3節 共同事務室 第47条の5	第3節 共同事務室 第47条の4
第4節 学校運営協議会 第47条の6	第4節 学校運営協議会 第47条の5

(2) 横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改正箇所

現行	改正案
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第47条の6</u> の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第47条の5</u> の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(3) 施行予定日

令和2年4月1日

教委第 55 号議案

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部改正について

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 1 月 24 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

統括校長制度を廃止するため、横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会  
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校統括校長等設置規則の一部を改正する規則  
横浜市立学校統括校長等設置規則（昭和41年11月横浜市教育委員  
会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市立学校校長代理等設置規則

第1条中「統括校長、」を削る。

第3条を削る。

第4条第1項中「委員会」を「教育委員会（以下「委員会」とい  
う。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）  
」を加え、同条を第4条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教  
育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「横浜市立学校統括校長等設置規則」を「  
横浜市立学校校長代理等設置規則」に改める。



横浜市立学校統括校長等設置規則（昭和41年教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>横浜市立学校統括校長等設置規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市立学校に置かれる<u>統括校長</u>、校長代理及び副校長については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（統括校長）</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する学校に統括校長を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>統括校長は、校長の中から委員会が任命する。</u></p> <p>3 <u>統括校長は、校長相互の協力のもと、次の事項を行う。</u></p> <p>(1) <u>学校経営に関する研究の推進</u></p> <p>(2) <u>校長に対する学校経営上の指導及び助言</u></p> <p>(3) <u>委員会が定める方針等の周知及び情報提供</u></p> <p>（校長代理）</p> <p>第4条 <u>委員会</u>が指定する学校に校長代理を置くことができる。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（副校長）</p> <p>第5条 <u>学校教育法</u>その他の法令、条例及び規則に定める教頭は、副校長と称する。</p> <p>（第2項から第6項まで省略）</p>	<p><u>横浜市立学校校長代理等設置規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 横浜市立学校に置かれる校長代理及び副校長については、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>削除</p> <p>（校長代理）</p> <p>第3条 <u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が指定する学校に校長代理を置くことができる。</p> <p>（第2項から第4項まで省略）</p> <p>（副校長）</p> <p>第4条 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）</u>その他の法令、条例及び規則に定める教頭は、副校長と称する。</p> <p>（第2項から第6項まで省略）</p>

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（副校長の職務）</p> <p>第13条の3 副校長の職務は、学校教育法第37条第7項及び第8項（同法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。）並びに<u>横浜市立学校統括校長等設置規則</u>（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第11号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（第2項及び第3項省略）</p>	<p>（副校長の職務）</p> <p>第13条の3 副校長の職務は、学校教育法第37条第7項及び第8項（同法第49条及び第49条の8において準用する場合を含む。）並びに<u>横浜市立学校校長代理等設置規則</u>（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第11号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（第2項及び第3項省略）</p>